



包装容器の安全衛生に関する動向

包装容器の安全衛生に関する動向

EUの食品接触材(FCM*1)に関する安全衛生規制は年々厳しくなる傾向にあり、最新の規制に準拠していかなければならない。EUで製品を販売する場合、自社が使用する包装材がFCMの規制に適合しているとの適合宣言書(DoC*2)を作成する必要がある。日本で使用、販売が許可されている包装材料であっても、EUでは使用が許されない場合がある。

*1 FCM: Food Contact Materials 食品接触材 *2 DoC: Declaration of Conformity 適合宣言書

EUの食品容器包装規制体系



枠組み規制の特別法令が作成されていない(EU統一のルールがない)材料

インキ・接着剤・ニス・紙などは輸出先の加盟国法規制や業界ガイドラインに準拠する必要がある。

安全衛生性に関する最新トピックス

下記の化合物類については、日本国内で流通している包装材料や原料がEUの現行規制や業界ガイドラインをクリアしていない場合があるので要注意

●PFAS (有機フッ素化合物)

- ・ PFOS, PFOA, PFHxSはPOPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）にて世界的に規制されている。
 - ・ 欧州ではREACH規則*で上記3物質に加えてPFCAsの製造使用が原則禁止。
 - ・ ユニバーサルPFAS（有機フッ素化合物全般）に対するREACH規則に基づく制限物質の立法化作業
→FCMはリスク評価委員会(RAC)での検討作業中
- ※耐油紙やポリエチレンフィルムにPFASが使用されている場合あり。

●フタル酸化合物

- ・ REACH規制でフタル酸エステル4物質の含有量制限あり
- ※可塑剤としてPVCに、またポリプロピレンフィルムや接着剤に使用されている場合あり。
フタレートフリー（非含有）が欧州では事実上の業界スタンダードとなっている

●シラン カップリング剤

- ・ 遺伝毒性が認められ、厳しい最低溶出量基準が設定されている。
- ※使用そのものが禁止されている訳ではないが、大手メーカーを中心に不使用が進みつつある。

※NIAS規制

- ・ プラスチック施行規則の第18次改正において、大幅な規制強化が協議中
- ※NIAS（非意図的添加物質）

*REACH規制: EUにおける化学品の登録、評価、認可、制限に関する規則。